

令和3年度(第1回)坂出市国民健康保険運営協議会議事録

開催日時 令和3年8月19日 14時00分～14時40分

開催場所 坂出合同庁舎 4階 大会議室

<出席委員>

- ・被保険者を代表する委員

富木田壽子 辻まち子 乃田照子 土井昌実

- ・医師、薬剤師を代表する委員

北条聡子 八木宏暢 赤垣京子

- ・公益を代表する委員

三谷朋幹 藤川亘 多田羅日出子 吉田英子 松本茂美

- ・被用者保険を代表する委員

角光由 井元浩司

<欠席委員>

- ・被保険者を代表する委員

高尾廣文

- ・医師、薬剤師を代表する委員

佐藤融司 森田康弘

<事務局>

- ・健康福祉部

丸橋部長

- ・税務課

本多課長 滝本課長補佐 藪本主事

- ・市民課

金丸課長 小川係長

- ・けんこう課

松川課長 黒木課長補佐 神内係長 秋山主事

松川 課長 ただ今より、令和3年度第1回坂出市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

ご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症が拡大する最中でありまして、本日は県内の新規感染者が過去最多の111人と、先ほど県から連絡がありました。坂出市民もそのうち4名でございます。そこで、本日の会議につきましてはできるだけ短時間となりますよう、説明は簡潔に分かりやすくを心掛けたいと思いますので、進行にご協力をお願いいたします。

最初に、前回、2月4日開催の協議会以降で委員に異動がありましたので、ご紹介させていただきます。

資料表紙の次のページに委員名簿を掲載しておりますので、ご覧ください。

石井前会長の退任に伴いまして、公益を代表する委員といたしまして、坂出商工会議所よりご推薦いただきました、三谷朋幹様でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、最初に、有福市長より、開会にあたっての挨拶を申し上げます。

市 長 こんにちは、令和3年度第1回坂出市国民健康保険運営協議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

各委員の皆様方におかれましては、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、また公私共にお忙しいところ、多数のご出席を賜り厚くお礼申し上げます。

また、平素は、本市の国保事業運営はもとより、市政において多大なるご理解とご支援をいただいておりますことに重ねて厚くお礼申し上げます。

先ほど課長よりお話がありましており本市もコロナワクチンの接種を最優先事業として行っておるところであります。デルタ株の拡大におきまして本市でも緊張感をもった対応をしていく必要があると思っております。

本市国保事業におきましては、新型コロナウイルスの拡大によりさらに収入の減少が見込まれる者などを対象に、今年度も引き続き国保税の減免を実施しておりますけれども、新型コロナウイルス感染症が国保税収に与える影響も懸念され、依然として国保の財政運営の見通しが立ちにくい状況が続くと思われま。

本日は、令和2年度決算の概要と令和3年度予算の概要等について、事務局よりご報告させていただきます。

皆様の忌憚のないご意見を頂戴できることを期待しております。

最後になりましたが、今後とも一層のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

先ほど申し上げましたけれども、コロナウイルスが非常に蔓延しておりますので、どうか皆様にもくれぐれお気を付けいただきますようお願い申し上げます。そして差別の無いよう心掛けをいただきたいと思っております。

以上をもって、挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

松川 課長 ありがとうございます。市長は他の公務の関係で、ここで退席させていただきます。

す。

市長 ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

(市長退席)

松川課長 事務局にも異動がありましたので、改めまして、職員紹介をさせていただきます。
丸橋健康福祉部長です。
国保税の賦課・徴収を担当しております税務課より、本多課長、滝本課長補佐、藪本主事です。

国保の資格を担当しております市民課より、金丸課長、小川係長です。

国保の主管課、けんこう課より、課長の私、松川と黒木課長補佐、神内係長、秋山主事が出席しております。

本日の運営協議会は、委員 17 名中 14 名の出席となっておりますので、運営協議会規則第 6 条に基づき、ここに協議会は成立していることをご報告いたします。

それでは、議事に移りたいと思います。

議事の進行につきましては、運営協議会規則第 3 条 2 項によりまして、会議の議長は、会長が行うこととなっておりますが、現在、会長が不在の状態となっております。

運営協議会規則第 4 条 2 項により、会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行することとなっておりますので、藤川副会長、よろしく願いいたします。

藤川副会長 会長が決まるまでの間、私が議事を進行いたします。

議事に入ります前に、本日の議事録署名委員については、乃田委員、多田羅委員にお願いしたいと思います。後日、議事録が事務局より送られてきますので、内容を確認いただき、問題なければ署名し、ご返送ください。よろしく願いいたします。

それでは、議事に移ります。

まず議題 (1)「会長の選出について」お諮りいたします。

会長は規則によりまして「公益を代表する委員のうちから全員で選挙する」となっておりますので、どなたか推薦をするご意思のある方はご発言をお願いいたします。

(発言なし)

無ければ事務局から、提案いたします。

松川課長 事務局といたしまして、今回任期途中の交代となりますので、石井前会長の後任であります、坂出商工会議所会頭の三谷委員様に会長をお願いしたいと考えております。

藤川副会長 事務局の方より、三谷委員の発議をいただきました。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

満場一致でございます。それでは三谷会長にこれからの議事進行をお願いしたいと思います。

三谷会長

ただいま皆さまからご推薦いただきました、三谷でございます。石井前会長のあとを引き継ぎまして、会長という大役をお引き受けすることとなりました。

また、協議会におきましても初参加ということで、まだ未熟な点もあると思いますが、委員の皆様方のご協力をいただきながら、職務に努めてまいりますので、よろしくをお願いいたします。

本日は決算・予算についての報告があると伺っております。委員の皆さまにおかれましては、忌憚のないご意見を賜りまして、協議会進行を務めさせていただきますのでどうぞよろしくお願いいたします。

では、早速ですが、議事のほうに入らせていただきます。

報告事項①「令和2年度坂出市国民健康保険特別会計決算の概要について」事務局より説明をお願いします。

神内係長

事務局けんこう課神内と申します。

令和2年度坂出市国民健康保険特別会計決算の概要についてご説明いたします。

要点を説明していきたいと思いますが、ご不明な点があればご質問等をよろしくお願いいたします。

資料は3ページをお開きください。

この表の左側が歳入、右側が歳出となっており、この表の金額は全て千円未満を四捨五入で記載しております。表の水色が令和2年度決算、黄緑色が前年度決算との比較となっております。

歳入では、保険税が2,364万7千円増の10億360万1千円、新たに国庫支出金が654万5千円、県支出金が3億834万2千円減の45億3,040万3千円、一般会計繰入金は5,360万8千円減の5億2,669万6千円、繰越金が395万9千円、その他が2,141万5千円減の1,102万6千円で、歳入総額は60億8,223万円となります。歳出につきましては、総務費が269万3千円増の7,777万円、保険給付費が2億4,519万6千円減の44億6,523万円、保健事業費が547万円減の4,212万8千円、国保事業納付金が1億5,591万9千円減の14億5,155万5千円、その他は224万2千円減の735万4千円で、歳出総額は60億4,403万7千円でありまして、歳入・歳出ともに前年度より減額となっております。

右側歳出の一番下、令和2年度収支差引額は3,819万3千円の黒字となっております。歳入の前年度からの繰越金395万9千円を除く、単年度収支は3,423万4千円の黒字となっております。

左側歳入側の、一般会計繰入金を見ていただきますと、令和元年度決算におきまし

ては、会計の赤字を補填するために 5,500 万円の赤字繰入を行っておりまして、また令和 2 年度予算において 1,728 万 2 千円の赤字を見込んでおりましたが、令和 2 年度決算においては結果的には黒字収支となりました。

関連しまして、資料の 5 ページをお開きください。

国保会計収支の推移をグラフにしたものです。単位は万円未満を四捨五入しております。緑色の折れ線グラフが単年度収支を示しており、棒グラフが累積収支差引額ですが、令和 2 年度は久しぶりにともに黒字となっていることがわかります。

続いて 4 ページをお開きいただきますと、左側が令和 2 年度決算の構成比を示しております。決算額は縮減したものの、構成としましては、例年どおり変わりありません。歳出としましては、保険給付費と、国保事業費納付金でほとんどを占めております。歳入としては、県支出金が約 75%を占め、大部分が歳出の保険給付費の支出を賄うための交付金となっております。右側の令和 3 年度予算においても構成比についてはほぼ変わりがない状態です。

続きまして、資料 6 ページ以降で令和 2 年度の坂出市の国保の状況について触れてまいります。

6 ページは被保険者数の推移ですが、棒グラフの被保険者数は年々減少、棒グラフ水色の退職区分は制度廃止に伴いまして、令和 2 年度以降対象者はおりません。また、65 歳～74 歳の年齢の方を指す前期高齢者の割合は赤の折れ線グラフのとおり、年々増加傾向となっております。

続いて、7 ページをお開きください。

被保険者数の減少によりまして、国保税収は年々減少傾向です。しかしながら、令和 2 年度は国保税率の改正で引き上げを行ったため、課税調定総額は前年度を上回っております。

次に、8 ページをお開きください。

収納率の推移となっております。毎年上昇が続くのは難しく、思うようには向上しませんが、コロナ禍にもかかわらず、令和 2 年度の収納率は上昇となっております。国保に加入したまま会社の保険に加入し、国保税が滞納となるかたが見られますので、国保喪失の通知等を送付するなど、引き続き国保資格の適正化事業に取り組むことで、滞納解消に努めてまいります。

続いて、9 ページをお願いします。

こちらは、1 人当たり保険給付費、国保が負担した診療費および接骨院やマッサージの費用の推移となっております。令和 2 年度は、退職区分の該当者がなくなったため、算出しておりません。近年の傾向としまして、被保険者数の減少により総医療費については減少するものの、高齢化や医療の高度化により 1 人当たりの医療費は増加しております。ただし、令和 2 年度はコロナ禍における診療の受診控えの影響によりまして一人当たり保険給付費が多少抑制されたと感じております。

次に、10 ページをご覧ください。

赤色の折れ線グラフは、本市の特定健診の受診率を示しております。こちらもコロナ禍の影響によりまして、健診の期間が短縮され、また、コロナ禍による受診控えの

意識が働き、思うように受診率につながりませんでした。今年度は各医療機関が感染予防策を講じたうえ、通常どおりの期間実施しております。特定健診は生活習慣病の早期発見・予防のためにも重要でありまして、将来の医療費の削減への一助となると認識しておりますので、引き続き受診率の向上に努めてまいります。

青色の折れ線グラフで示しております本市の特定保健指導は、平成 29 年度より参加勧奨を行うことで、終了率がそれ以前よりは上昇しているものの、令和元年度、令和 2 年度と新型コロナウイルス感染症の拡大により、特定保健指導の参加を見送るかたが見られました。また、他の要因としまして、指導内容のマンネリ化、多様性に欠ける部分もあるかと思っておりますので、今後の検討課題と認識しております。

以上が令和 2 年度坂出市国民健康保険特別会計決算の概要の説明でございます。よろしくお願いたします。

三谷会長 ありがとうございます。令和 2 年度の国保特別会計決算の概要についてご質問のある方はございますでしょうか。

藤川副会長 3 ページ、令和元年度は一般会計より 5,500 万の赤字補填、令和 2 年度に関しては資料のとおり繰入額は 0 円で、収支差引額についても 3,819 万 3 千円の黒字が発生しているが、この要因は何か。

神内係長 令和元年度につきましては、国保税率の引上げを行わず据置いたため、予算の時点では 1 億円近い赤字を見込んで予算の編成を行っておりました。結果的に、赤字は縮小しましたが、5,500 万円程度の赤字が発生し、一般会計からの繰入れを行いました。令和 2 年度につきましては、令和元年度の状況を踏まえまして、以前の協議会で諮問させていただいたとおり、国保税率の引上げを行いました。この結果、黒字で終えることができたと思っております。

三谷会長 黒字で終えたことは素晴らしいことだと思います。
他にご意見ございますでしょうか。

(意見なし)

ご意見無いようですので、お諮りしたいと思います。
この件について了承することに異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます、満場一致で承認させていただきます。

では、続きまして報告事項②「令和 3 年度坂出市国民健康保険特別会計予算の概要について」の説明を事務局よりお願いします。

神内係長

引き続き事務局より、神内が説明させていただきます。

令和3年度坂出市国民健康保険特別会計予算の概要についてご説明いたします。

資料の方は3ページまで戻っていただけたらと思います。

令和3年度予算につきましては表の黄色で色づけした部分でございます。前回2月の運営協議会にてご説明したとおり予算が議決されましたので、個々の説明は省略いたします。歳入総額、歳出総額ともに61億1,232万6千円で、令和2年度予算と比較して2億9,453万円の減となりました。主な要因としては、被保険者数の減少に伴う保険給付費の見込み額の減少、県が示す国保事業納付金の減少です。

令和3年度予算における保険税については、すでに7月上旬に本算定が終了し、納税通知書を発送しております。

詳しくは11ページをご確認ください。

国保税につきましては、一番上の表、所得に応じて計算する「所得割」、加入者数に応じて計算する「均等割」、世帯ごとにかかる「平等割」から成り立っています。また、保険給付費に充てられる「医療分」、75歳以上の後期高齢者医療制度を支えるための「後期支援分」、40～64歳のかたのみにお支払いいただく「介護分」の合計で課税されます。

2つ目の表は、一人当たり算定額を令和2年度本算定時と令和3年度本算定時と比較しております。得に大きな変動は見られないと思います。

3つ目以降の表につきましては、本算定額と予算額の比較でございますが、収納率が令和2年度並みであれば、予算額を大きく上回る見込みです。ただし、7月の収納率が順調ではありませんでしたので、この傾向が続けば、前年度の収納率を下回る可能性もございますが、何とか予算額は確保できるのではないかと考えております。

続きまして、令和3年度の保健事業についてご説明いたします。

次のページ、12ページをお開きください。

新しい事業としましては、特定健診未受診者対策事業として、受診勧奨通知の作成を業者に委託して実施することとしております。専門業者のノウハウを用いて、受診率の向上につなげればと思っております。

そのあとの3つの事業は、従来からの継続事業です。新型コロナウイルス感染症の影響により、昨年度の実施については影響を受けましたが、今年度は感染予防対策に注意したうえで実施していく予定となっております。

以上が令和3年度坂出市国民健康保険特別会計予算の概要の説明でございます。よろしく願いいたします。

三谷会長

ありがとうございます。説明のありました令和3年度の予算概要につきまして、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

(意見なし)

三谷会長 ご意見無いようでしたら、予算についてお諮りしたいと思います。この件についてのご了承，同意よろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。満場一致でご了承いただきました。
続きまして、報告事項③のその他についての報告をお願いします。

神内係長 引き続きその他についてご説明いたします。
その他としまして、「坂出市国民健康保険財政調整基金の創設について」ご説明いたします。

資料 13 ページをお開きください。

今後の国保の財政運営を考えていく中で、以前より、基金を活用した年度間の財政調整を図ることを検討するよう、共同保険者である香川県からも助言を受けておりましたが、特にこの数年間につきましては赤字の状態が続いておりまして、基金の設置は不可能となっております。しかしながら、令和 2 年度決算が黒字となりまして、積立てるための余剰金が発生したことから、基金を創設することとしました。必要のない額を基金にいったん分けておくことで、年度単位で会計収支を管理し、その年度の収支のバランスをしっかりと把握することにつながります。財源不足が見込まれる場合には、原則、保険税の改正等の収入増加策を検討することとなりますが、改正の可否を判断したうえで、年度内でのやりくりが困難になった際には年度間の調整を図るために基金を取崩すこととなります。基金はいわゆる貯金のような存在と理解していただければと思いますが、財政状況が不安定な間は積立てて、取崩しを繰返すことになるかもしれません。また、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大など、不測の事態が発生し、予想外の収納率の低下が発生した場合にも活用できると考えています。

続きまして、「新型コロナウイルス感染症への対応について」ご説明いたします。

資料 14 ページをお願いします。

新型コロナウイルス感染症においては、全国規模、全世界規模の感染拡大により、生活習慣の見直しも含め、行動が制限されるなど、人々の生活に大きな影響を及ぼすものでありまして、とりわけ収入面への影響は、日常生活を送るうえで影を落としております。

1 つ目の新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給に係る適用期間の延長についてでございますが、昨年度の会議でご報告申し上げたものばかりですので、詳細は省略いたします。実績につきましては、令和 3 年 7 月 31 日時点で 1 件となっております。国の財政支援を受けて実施しているものになっていきますので、今後も国の財政支援の延長があれば、同様に延長していく予定でございます。

2 つ目につきましては資料 14-2 をご覧ください。

国民健康保険税の減免についてです。本市の国民健康保険税条例においては、災害

等による保険税の減免を定めておりまして、条例に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響における減免を実施してまいりました。厚生労働省の示す基準に基づく減免を実施した場合には、令和2年度までは国より全額補てんがありました。令和3年度は国からの補助率が変更となっております。一部補助となる見込みですが、引続き令和2年度と同様に国の基準に沿った減免を行います。基準については昨年度と同じです。説明は省略させていただきます。減免の実績についても、表のとおりとなっております。

続きまして、冊子の資料とは別に、1枚でお配りしている右上に追加資料と書かれた資料をご覧ください。

追加の報告事項としまして、出産育児一時金の変更に係る国民健康保険条例等の一部改正についてご説明いたします。現在、出産育児一時金については、子1人の出産につき42万円を支給しておりますが、その内訳としましては、出産育児一時金本体部分40万4千円に産科医療補償制度掛金1万6千円を加算し、総額42万円となっております。この産科医療補償制度とは、通常の妊娠・分娩にもかかわらず、脳性まひになった場合に補償金を支払う保険への加入制度です。この保険に加入している分娩機関で出産すれば補償制度の掛金を含めた分娩費用を負担することになります。今回、この産科医療補償制度の見直しによりまして、掛金が1万6千円から1万2千円に引下げられることになりました。しかしながら、社会保障審議会医療保険部会において、出産育児一時金等の支給総額について42万円を維持すべきとされたことから、本体部分を40万4千円から40万8千円に引上げ、総額42万円を維持する旨の改正を行う必要があります。なお、全国的に条例の改正を行うこととなります。施行期日は、令和4年1月1日となりますことから、条例改正については12月議会での提案することとなりますので、今回、追加の報告事項とさせていただきます。

その他の報告としましては、以上となります。

三谷会長

ありがとうございました。その他につきまして、ご意見等ございませんでしょうか。

松本委員

(出産育児一時金の条例改正について) 保険金だけが下がったということでお間違いないでしょうか。

神内係長

掛金が下がったけれども、支給総額としては維持すべきなので、本体部分を大きくするための条例改正です。

松本委員

ありがたいことだが、大正15年制定のものを未だに適用するのはおかしいのではないかと。

神内係長

法令の施行が大正15年ということで、一時金の金額につきましては改正を重ねて増額しております。

藤川副会長

今までは、一般会計からの赤字補填を行っていたため、基金の設置はできるわけなかった。今回の設置は委員を含め職員の努力の結果だと思っております。

三谷会長

他にご意見ございませんでしょうか。

(意見なし)

報告事項について、すべて終了いたしましたので、本日の協議会につきましては終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。